

秋田市訓令第5号

庁 中 一 般
関 係 各 所

秋田市公印規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和5年3月29日

秋田市長 穂 積 志

秋田市公印規程の一部を改正する訓令

秋田市公印規程（昭和32年秋田市訓令第9号）の一部を次のように改正する。

別表の表中第45号を第46号とし、第31号から第44号までを1号ずつ繰り下げ、第30号の次に次のように加える。

(31)	新エネルギー 一産業推進 担当部長印	てん書	方 16 ミリメ ートル	木印	新エネルギー 一産業推進 担当部長名 をもって発 する文書	新エネルギー 一産業推進 室長	1
------	--------------------------	-----	--------------------	----	---	-----------------------	---

別表の公印のひな形中(45)を(46)とし、(31)から(44)までを(32)から(45)までとし、

「 (30) を 「 (30) (31) に改める。」

秋 田 市 ○ ○ 部 長 之 印		秋 田 市 ○ ○ 部 長 之 印		秋 田 市 新エネルギー 産業推進担当 部長之印
-------------------------	--	-------------------------	--	-----------------------------------

附 則

この訓令は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。